

The New York Times Weekly Review, April 9, 1978.

(藤田貴恵子 国立国会図書館)

年金改訂をめぐって

(西ドイツ)

Süddeutsche Zeitung 紙 4月22/23日付は西ドイツの年金保険の最近の悩みを図表で解説している。その一つは失業と不況による収入の減退であり、もう一つは拠出者数の減少と受給者数の増加である。これを数字だけ紹介すると次の通りである。

〔失業の増加〕1974年=58万人, 1975=107万人, 1976=106万人, 1977=103万人。

〔賃金上昇率の低下〕1974年=+11.4%, 1975=+7.2, 1976=+7.0, 1977=+6.9。

〔拠出者の減少〕1974年=2,070万人, 1975=2,010万人, 1976=2,000万人, 1977(第1・4半期)=1,990万人。

〔年金受給者の増加〕1974年=1,070万人, 1975=1,110万人, 1976=1,150万人, 1977=1,180万人。

今年もまた連邦政府は年金調整報告を3月8日連邦議会に提出し、それに基づいて第21次年金調整法草案を提出した。しかし今年も年金財政が極度に逼迫しているため与党連合(SPD, FDP)の内部での交渉が難航した。これについてSüddeutsche Zeitungの社会問題解説者Jürgen Forsterは次のように記している。

「与党内での1週間にわたる折衝の末、1957年の年金改革以来の年金保険制

度に大きな手直しが行われることになった。連邦政府はこれまで不可侵とされていた原則、すなわち年金を勤労者の総所得の上昇に連動させるというのを改めることとなったのである。政府が3月末までに提出し、夏までに連邦議会で審議することになっている第21次年金調整法は、この結果これまでの総賃金関連年金調整方式(die bruttolohnbezogene Rentenanpassungsformel)を過去のものとしてしまった。SPDとFDPの間の妥協の結果、今後3年間の調整額について、自動的に出てくる結果でなく、財政上の困難を予想して任意に決定することとしたのである。

それにしても総賃金関連年金調整を放棄することは、年金政策の原則であるライヒ保険法に違反するわけではない。というのはこの20年間行われている年金増額の方法は法律上の義務によるのではなく、慣習的なものにすぎないから、立法者は規則的に年金を経済の発展に即応させるよう義務づけられているだけなのである。

然も今回の妥協の結果の措置は総賃金関連年金調整を止めるわけではない。昨年夏まで年金を上げてきた方法は、過去10年間の年金収入が現在の勤労者の純所得に比べて著しく上がっているために、既にここ数年その経済的論理を失なってしまうっており、そのため調整方式を改めることは既に以前から、とりわけ将来の年金保険の問題からみて、止むをえないことなのである。もっとも調整を来年からすぐ何ら一定の方式によらないでやるというのは危険であり政治的にも正しくない」と、といってForsterは年金問題が政党の人気取りに利用されていることを非難している。

(Süddeutsche Zeitung, 2月10日付)

連邦労相Herbert Ehrenbergは与党連合の合意の結果を次のように発表した。

年金は1979年1月1日から4.5%上げ、さらに80年、81年にはそれぞれ4%ずつ上げる。一般測定基礎(allgemeine Bemessungsgrundlage)は勤

労者の所得の上昇に合わせず、3年間に4.5%、4%、4%上げることとし、その後1982年からは再び原則として総賃金関連とする。

年金保険の拠出は1981年1月1日に18%から18.5%に上げる。それと同時に拠出率は年金保険の財政状態により、かつ経済状況を顧慮して、再び18%とするよう法律で定めることとする。

年金受給者の疾病保険に対して従来のように年金保険が一括支払いするのをやめて、1982年1月1日から受給者が個々の所得状況を考慮して拠出することとする。

年金保険を景気の危険から護るため、第21次年金調整法から危険防護条項(Risikoabsicherungsklausel)が発動する。この条項はこれまでの年金水準保障条項の反対のもので、1984年まで有効である。これをもって政府は収入(拠出の増額)または支出(年金の減額)を経済情勢に応じて措置することができる。すなわち政府は2年連続して勤労者所得が想定したところより25%以上後退したとき、あるいは拠出者数が著るしく減少するか、または年金受給者数が著るしく増大するときは、対応の措置をとるわけである。

以上の措置についてEhrenberg労相は、60年代中頃から財政は窮屈になってきたが、これに対して拠出者だけが負担を強いられてきて、拠出率は14%から18%に4段階に分けて上げられてきた。この10年間をみると年金政策の重点がどこにあったか明瞭である。1969年以後の年金収入は124%上がったに対し、勤労者所得が98%増加しただけであることをみてもこの点は明らかである、と述べている。

(Frankfurter Allgemeine, 2月16日付)

以上の政府案に対し学識経験者および使用者団体、労働者団体の公聴会が開かれたが、いずれも極めて批判的であり、政府の補助金の増額を主張している。

また野党連合(CDU, CSU)は連邦参議院の審議で政府案に強く反対し、代わりに年金受給者から疾病保険の拠出を徴集することを主張している。

このような状態なので第21次年金調整法の帰趨はなおしばらく予断を許さない有様である。

Frankfurter Allgemeine, 1978年4月22, 23日付

(安積鋭二 国立国会図書館)

年金改正——財政の建てなおし

(オーストリア)

オーストリアでは、1976年末、社会保障法の改正が行なわれ、1977年1月から実施された。この改正は、年金を中心とし、その他、労災保険、健康保険、重度障害者手当などにもおよぶものであったが、ここでは年金に焦点をあて、改正前の概要、改正の経緯、内容を紹介しよう。

改正前の概要

年金の一般制度は、民間企業の労働者を適用対象とし、これがブルー・カラーを対象とする労働者部門とし、ホワイト・カラーを対象とする職員部門とに分かれている。各部門のしくみはほぼ同一である。なお、家族および臨時労働者は適用除外されている。その他、特別制度として、鉱夫、公証人、公務員、農民および非農業自営業者の年金制度がある。

一般制度の財源は、労使の保険料負担(折半負担)によって賄われ、1976年の料率は、労働者部門が17.5%、職員部門が17%であった。保険料および年金の算定基礎収入の上限は、1976年では、月額13,200 シリング(年額184,800 シリング:月額の14倍)であり、これは、製造業平均賃金の約1.4倍であった。この他に、赤字分についての国庫負担がある。財政方式は、賦課方式である。